

第7章 環境影響評価の項目

第7章 環境影響評価の項目

7.1 環境影響評価項目の選定

環境影響評価を行う項目は、「東京都環境影響評価技術指針(付解説)」(平成26年3月 東京都環境局)に基づき、図7.1-1に示す手順に従って、対象事業の事業計画の内容から環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境特性との関係を検討し、調査計画書に示した上で、さらに、調査計画書に対する知事の審査意見書等を勘案することにより、表7.1-1に示すとおり選定しました。

選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、景観及び廃棄物の5項目です。

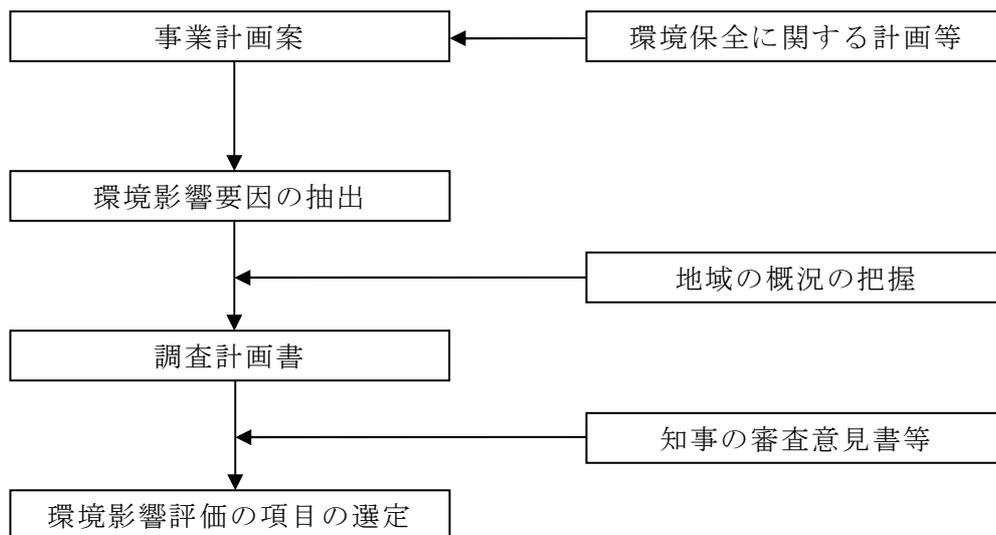


図 7.1-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 7.1-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価 の項目	区分 環境影響要因 予測する事項	工事の 施行中	工事の 完了後	
		施設 の 建設	施設 の 存在	自動 車 の 走行
大 気 汚 染	自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質(一次生成物質)の大気中における濃度			○
悪 臭	—			
騒 音 ・ 振 動	建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動レベル	○		
	自動車の走行に伴う道路交通の騒音及び振動レベル			○
水 質 汚 濁	—			
土 壌 汚 染	汚染土壌の掘削及び移動等に伴う新たな地域への拡散の有無	○		
地 盤	—			
地 形 ・ 地 質	—			
水 循 環	—			
生 物 ・ 生 態 系	—			
日 影	—			
電 波 障 害	—			
風 環 境	—			
景 観	計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度		○	
史 跡 ・ 文 化 財	—			
自然との触れ 合い活動の場	—			
廃 棄 物	工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化率、建設発生土有効利用率	○		
温室効果ガス	—			

注) ○印は、環境影響評価を行う項目を示します。

7.2 選定した項目及びその理由

選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、景観及び廃棄物の5項目です。

選定した理由は、表7.2-1(1)及び(2)に示すとおりです。

表 7.2-1(1) 選定した項目及びその理由

項 目	理 由
大 気 汚 染	<p>《工事の完了後》</p> <p>自動車の走行に伴い発生する排出ガスによる大気質への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を予測の対象とします。</p> <p>環境基準が設定されている物質のうち、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、計画道路周辺の大気質の状況が環境基準を大幅に下回っており、本事業の実施により現在の大気質の状況を悪化させることはないと考えられることから、選定しません。</p> <p>光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、発生源からの排出の状況が明確になっておらず、予測方法も確立されていないことから、選定しません。</p> <p>なお、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う大気汚染については、計画道路は平面道路であり、大規模な掘削工事等は行わず、建設機械の同時稼働が3台程度と少ないこと、また、排出ガス対策型建設機械を使用するため、大気質への影響はほとんどないと考えられることから、選定しません。</p> <p>また、工事用車両の走行に伴う大気汚染については、工事を平準化するとともに各工区のピークを分散させます。あわせて、走行ルートをも3ルート設定することで、各走行ルートにおける工事用車両の割合は小さくなり、現況における交通量と比較しても工事用車両の走行に伴う交通量の増加率は最大で約2.8%であるため、大気質への影響はほとんどないと考えられることから、予測事項として選定しません。</p>
騒 音 ・ 振 動	<p>《工事の施行中》</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び振動による周辺環境への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音及び振動については、大気汚染と同様の理由により、選定しません。また、周辺地域に低周波音の影響を及ぼす建設機械は用いないことから、工事の施行中における低周波音は選定しません。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>自動車の走行に伴い発生する騒音及び振動による周辺環境への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。</p> <p>なお、工事の完了後における自動車の走行により低周波音を発生させる可能性がある構造物（橋梁等）はないことから、工事の完了後における低周波音は選定しません。</p>

表 7.2-1(2) 選定した項目及びその理由

項 目	理 由
土 壤 汚 染	≪工事の施行中≫ 土地利用の履歴等により、土壤汚染のおそれがないものと判断できないことから、環境影響評価の項目として選定します。
景 観	≪工事の完了後≫ 計画道路の存在に伴い、景観の変化が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
廃 棄 物	≪工事の施行中≫ 計画道路の工事の施行に伴い、建設廃棄物及び建設発生土が生じると考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。

7.3 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目は、悪臭、水質汚濁、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び温室効果ガスの12項目です。選定しなかった理由は、表7.3-1(1)及び(2)に示すとおりです。

表 7.3-1(1) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	理 由
悪 臭	<p>本事業は一般的な道路工事であり、工事の施行中において、日常的に影響を及ぼすような悪臭は発生しません。</p> <p>また、工事の完了後も悪臭の発生源となる施設は設置しません。</p> <p>このため、環境影響評価の項目として選定しません。</p>
水 質 汚 濁	<p>工事の施行中に降雨や掘削工事等で濁水が発生した場合、必要に応じて沈砂槽等を設置し、下水排除基準以下に処理した上で、公共下水道へ排水します。</p> <p>また、工事の完了後については、雨水は公共下水道へ排水するため、周辺の河川及び水路の水質へ影響を与えることはありません。</p> <p>このため、環境影響評価の項目として選定しません。</p>
地 盤	<p>計画道路は平面構造であり、大規模な地下掘削を行わないこと、また、地下水の揚水を行わない計画であることから、地盤の変形及び周辺地下水位の低下に伴う地盤沈下が生じるおそれはありません。</p> <p>このため、環境影響評価の項目として選定しません。</p>
地 形 ・ 地 質	<p>計画道路は平面構造であり、周辺地形もほぼ平坦であるため、工事の施行中及び完了後において、斜面等の安定性に影響を及ぼす大規模な切土や盛土は行いません。</p> <p>また、計画道路及びその周辺に特異な地形は存在しません。</p> <p>このため、環境影響評価の項目として選定しません。</p>
水 循 環	<p>計画道路は平面構造であり、地下水に影響を与えるような大規模な地下掘削は行いません。</p> <p>また、歩道等には透水性舗装を採用し、植樹帯を設置することにより、雨水浸透能の低下を極力回避し、地下水の涵養<small>かん</small>を図るため、地下水への影響は小さいと考えられます。</p> <p>このため、環境影響評価の項目として選定しません。</p>

表 7.3-1(2) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	理 由
生物・生態系	<p>立川市及び国立市において注目される種の生息・生育が確認されていますが、計画道路及びその周辺は主に市街化された地域であり、注目される種の確認記録はありません。</p> <p>また、計画道路内には、まとまった緑地、湿地等は存在しません。</p> <p>このため、環境影響評価の項目として選定しません。</p>
日 影	<p>計画道路は平面構造であり、日影の発生が予想される高架構造物は設置しないため、環境影響評価の項目として選定しません。</p>
電 波 障 害	<p>計画道路は平面構造であり、電波障害の発生が予想される高架構造物は設置しないため、環境影響評価の項目として選定しません。</p>
風 環 境	<p>計画道路は平面構造であり、風害の発生が予想される高架構造物は設置しないため、環境影響評価の項目として選定しません。</p>
史 跡 ・ 文 化 財	<p>計画道路及びその周辺に指定・登録文化財は存在しないこと、また、埋蔵文化財包蔵地は確認されていないことから、事業の実施により史跡・文化財に影響を及ぼすおそれはありません。</p> <p>なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財や遺構等が確認された場合には、速やかに各市の教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき速やかに適切な処置を講ずるものとします。</p> <p>このため、環境影響評価の項目として選定しません。</p>
自 然 と の 触 れ 合 い 活 動 の 場	<p>計画道路に隣接して「曙三北公園」、「曙公園」、「曙三南公園」が存在しますが、計画道路との重複はなく、これらの自然との触れ合い活動の場は改変されません。</p> <p>また、立川市が設定した「立川の近・現代を歩くコース」の一部と計画道路が重複する区間には、まとまった緑地はありません。</p> <p>工事の施行中は、歩行者や自転車の通行空間を確保し、工事の完了後は、現状より幅の広い歩行者や自転車の通行空間を確保するため、沿道の公園へのアクセスや散歩コースの機能は損なわれることはありません。</p> <p>このため、環境影響評価の項目として選定しません。</p>
温 室 効 果 ガ ス	<p>「東京都環境影響評価技術指針(付解説)」では、道路の供用に伴う自動車交通から排出される二酸化炭素については、環境影響評価の対象外としています。</p> <p>また、他に温室効果ガスを発生させる要因はありません。</p> <p>工事の施行中については建設機械の稼働がありますが、最大同時稼働台数が3台と少なく、影響はほとんどないと考えられます。</p> <p>このため、環境影響評価の項目として選定しません。</p>